

行政刷新会議ワーキンググループ 「規制仕分け」 WG-A

日 時：平成 23 年 3 月 7 日（月）

項目番号：A-5

項 目 名：貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取

省 庁 名：消費者庁、経済産業省、警察庁

内閣府 行政刷新会議事務局

○出席者

進行役：小村進行役

評価者：平野内閣府副大臣、三谷衆議院議員、中村参議院議員、亀井参議院議員、

市川評価者、高芝評価者、土屋評価者、飛松評価者、山本評価者

説明者：消費者庁 松田次長、黒田政策調整課長、畑野取引・物価対策課長

経済産業省 高橋消費経済政策課長

警察庁 樋口生活安全局長、砂川生活安全企画課長

規制・制度改革担当部局：内閣府 間宮参事官

参考人：山田参考人（全国質屋組合連合会顧問弁護士）

河村参考人（主婦連合会事務局次長）

○小村進行役 それでは、午後の時間を始めたいと思います。会場の皆さん、引き続き雨の中、足を運んでいただきまして、ありがとうございます。インターネット中継をごらんの皆様も、午後2つの時間帯、よろしくお願いいたします。

それでは、具体的に進めてまいります。午後の1つ目ですが、貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取ということで、まず最初に、関係の府省、すべてで3つ、消費者庁、経済産業省、警察庁ということですが、規制・制度の説明については、消費者庁と警察庁の方からそれぞれ5分程度ずつということをお願いいたします。まず最初に、消費者庁の方からお願いいたします。

○説明者（警察庁） 事前の打ち合わせで、警察庁から先にやれということですが。

○小村進行役 であれば、済みません。では、警察庁からよろしくお願いします。

○説明者（警察庁） ただいまおっしゃった貴金属買取業者による強引な訪問型の買い取りの実態でありますけれども、私どもも今回の問題提起をいただき、初めて深刻な問題があるということを知った次第でございます。国民生活センターでは、苦情の件数も昨年急増しているようでございますが、警察におきましては、問題の全容が現時点も正確に把握できているわけではございません。

急遽各都道府県警察に調査をかけてみましたところ、昨年 226 件の相談・苦情がございました。相談・苦情は年間 130 数万件ございまして、どれがどうだったかというのは正確には分かりません。ただ、専務部門に報告のあったものが 226 件でございました。あと 110 番通報もあったろうと思いますが、これまた 900 万件を超えておりまして、そのうちのどれぐらいがこの事犯関連だったかの仕分けは、過去にさかのぼってはできておりません。

この相談対象の業者が、古物営業法の許可を受けていたかどうかにつきましては、全部が全部ではないのですが、相談件数の多かった業者名について、古物営業法の許可業者、これは 68 万件ほどありますが、そのデータベースと照合をかけてみましたところ、それだけでは確たることは申し上げられませんが、多くが許可を受けた業者であつたろうと思われれます。勿論、許可を受けていなくても、取り扱うものが古物であれば、古物の買い取りは許可を受けずにやれば無許可営業でございますので、そういう者もいると思われれます。

相談を受けた問題事案の中身ですけれども、ごく一部、私どもの急遽の調査で分かった範囲内で

申し上げますと、訪ねてきた業者を信頼してよいかどうか不安だ、その不安の中身というのは免許証等の提示を求められて、個人情報を見られたのだけれども、悪用されないだろうか等々の不安、これが約6割でございました。キャンセルに応じてくれない、これが約3割でございました。3つ目は、執拗に勧誘されて困惑した、あるいは強引で怖かったといった内容のものが約1割でございました。この1割が悪質なものと言えようかと思うのですが、この1割の中の非常に悪質なものについては、3点ほど申し上げますと、強引に上がり込んで断っても帰ってくれなかった、イミテーションだからと言い張って不当に安い値段で買われてしまった、売るつもりがなかったものまで強引に持っていかれてしまったといったものでございました。

大きな2つ目ですけれども、こういった問題事案に対して、これまで警察としてどのように対応したかということを中心に申し上げたいと思いますが、この現行法制度の下でも、いろいろな刑罰法令、条例も含めてございますが、行政法規、勿論、古物営業法もございまして、この問題解決のためにできることはいろいろあり得るわけけれども、実績といたしましては、ここは反省を含めて申し上げますと、昨年相談を受けて立ち入り検査をしたものが3件でございました。110番通報を受けて現場臨場したものが10件でございました。ただ、いずれも現場臨場していろいろ聞いた結果、指導・警告等の措置には至らなかったという案件でございました。ただ、今年に入りまして、先月半ばですけれども、関西のある県で110番通報で現場急行したのですが、そこで売るつもりのないものを持っていったということで、窃盗罪で検挙したものが1件ございます。そんな状況でございます。

ただ、あらゆる刑罰法令の適用を念頭に置いてと申し上げましたけれども、こういった悪質なケースにつきましては、つまり断っても帰らないような執拗なケースにつきましては、不退去罪、あるいは迷惑防止条例というのが47都道府県中42県で制定されておりますけれども、迷惑防止条例違反で問疑できるはずのものであります。また、意に反して買い取られてしまったようなケースにつきましては、脅迫・窃盗・詐欺、あるいは迷惑防止条例違反で問疑できるはずのものであります。

したがって、これまで必ずしもそういった適正・的確な対応が問題解決のためにできていなかったと反省もいたしているところでございますけれども、今後はこういった問題事案の状況認識を全国警察に徹底をいたしまして、厳正に対応するよう、指示もしていきたいと考えているところでございます。以上です。

○小村進行役 ありがとうございます。

引き続き、消費者庁からお願いいたします。

○説明者（消費者庁） 消費者庁でございます。お手元の資料では、規制シートのAの24ページのところからになります。私ども消費者庁の方の所管法律では、特定商取引に関する法律というのがありまして、いろいろな商取引の関係の消費者保護の法律でございしますが、26ページにどんなものを行っているかということなんですけれども、6類型ございます。訪問販売、電話勧誘販売、通信、特定継続的役務提供、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引というようなこの6類型に当たりまして、右側にございますけれども、氏名等の明示の義務づけでありますとか、書面交付義務でありますとか、そういった規制。クーリングオフといったようなものも課しておるわけでございます。

お戻りいただきまして、ただこの法律は、「B to C」といいますか、下のところに書いてあるんですけども、要するに事業者が商品やサービスを売って、それを個人たる購入者が対価を支払って購入するという取引だということで、訪問買取、今回の場合は「押買い」といいますか、訪問買取となりますと、コンシューマーが、「to Business」ですので、事業者が購入者として対価を払って買う取引なので、本法は適用されない。訪問販売というのは、いわゆる押売りで自宅内部で見えないところでやられるといった形でこういう規制が、法律がとられているんですけども、押し買いについては、この法律がそのまま適用になるものではないと。目的も、あくまで購入者等の利益を保護するというのが趣旨でございまして、なかなか入らないということでございます。

28 ページにもう一つ、消費者安全法というものが出てきておりまして、一昨年消費者庁が発足したときに同時にできたものでございまして、いろいろな消費者事故の情報が入るようになっていきます。先ほど警察庁さんからもお話がありましたが、P I O - N E T、いわゆる消費生活センターのいろいろな消費者事故の情報以外に、一昨年の発足以来、私どものところに 43 件の消費者事故として訪問買取という情報が入っております。事業者が勝手にたんすを開けるとか、なかなか帰らないとか、勝手に貴金属を持っていくというような行為が見受けられているということで、私どもとしても、このような被害を防止する必要があるというふうに考えております。

現在、消費者安全法では、こうした事故に関して、情報の公表でありますとか、報告、徴収、立入検査ができるようになっておるわけですが、財産事案でありますれば、注意喚起あるいは社名の公表といったような法執行が、事故に該当するとなれば考えられるというのが現行の法律のたてつけということでございます。現行制度でできることを早急に実施することが重要と考えておりまして、事業者名特定や具体的手口などについて詳細な事実確認を、今行っているところでございます。

なお、今し方警察庁さんから先に御説明があったわけですが、古物営業法は、古物商という許可制度でございまして、いろいろ規制がございまして、各都道府県の条例にも悪質な買取行為に関する規定もあるということで、このような規定に抵触するものについては、取締り等の対応を期待するところでございます。

以上、とりあえず、御説明でございまして。

○小村進行役 経済産業省から補足は必要ですか。よろしいですか。わかりました。

そうしましたら、次に規制・制度改革担当部局より、問題意識について御説明いただきます。

お願いいたします。

○規制・制度改革担当部局（内閣府） それでは、資料の 46 ページをごらんいただきますと、現在、議論がこれから始まります貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取に関する論点を 4 点示させていただいております。

最初の 1 点目でございますけれども、全国の消費者センターに寄せられた自宅での貴金属等の買い取りに関する苦情相談件数は、平成 22 年度、これは 11 月末日分まででございますが、538 件に上っております。しかも、ここ数年の短期間で急増しており、高齢者の相談も目立っているという状況でございます。この中には、先ほども少しお話が出ておりました、突然自宅を訪問し、強引・

執拗な勧誘により貴金属等安く買い取る。あるいは買い取り時に明細書を渡さない。更に解約や返金を申し出ても応じないといったような事案がございます。具体的なデータは※のところにございますけれども、全国の消費者センターにおける自宅での買取サービスの苦情相談件数、平成 20 年度 69 件が、21 年度 137 件、そして 11 月までですけれども、平成 22 年は 538 件と急増しておる状況でございます。

2 番目の論点でございますけれども、こういった状況である一方で、自宅での金属等の買い取りに関して、不当と思われる買い取り及びその勧誘から、販売者である消費者を保護するための法令の規定が存在しない。消費者保護の観点から、この点についてどう考えるか。

今ほど御説明が関係省庁さんからございましたけれども、いわゆるこういった消費者保護関係の法令として特定商取引法、あるいは買い取りという意味では古物営業法、更に消費者関係全般ということで、消費者契約法、消費者安全法といったものがございまして、例えば特定商取引法、御説明がございましたように、あくまでも消費者が買う場合であって、消費者が売の場合は規定がない。あるいは古物営業法は、警察庁の資料にございますが、盗品の古物商への流入防止を目的としているということで、売却するものを保護する規定はない、売り手を保護する規定はない。それから消費者契約法、これもあくまでも一般則である、民事ルールである。消費者安全法、今、御説明がございましたが、いわゆる財産的なもの、本件のようなケースにつきましては、注意喚起ということが限界でございまして、事業者に対して直接勧告・命令等の強力な行政処分ができないといったような状態になっています。こういったことをどう考えるかというのが 2 番目の論点でございます。

3 番目の論点でございますけれども、被害が拡大している状況を踏まえ、消費者への啓発も含めて、現行制度で対応可能な措置については、各省連携の下で早急の実施し、被害の防止に最大限努めるべきではないかということで、まず、今できることを各省連携で早急にやるべきではないか。特に消費者の啓発などが重要ではないかといった論点でございます。

最後ですけれども、被害相談件数が最近になって急増している現状を踏まえれば、今後の被害防止に向け、被害実態を早急に把握し、それを法的措置の検討も含め、悪質な買取業者の何らかの対応を検討すべきではないか。この場合において実効可能性に配慮すべきではないかということでございまして、実際に本件のようなケースについて、消費者を保護するための法令の規定が存在しないのではないかという状況の下、実態を早急に把握して、法的措置の検討も含めて対応を検討すべきではないか。その場合にはこの実効可能性にも配慮すべきではないかといったような論点を提示させていただきます。

以上でございます。

○小村進行役 どうもありがとうございました。今、それぞれ関係する府省の方からと、規制改革を進める立場の部局の方から御意見をいただいたということですが、参考人、お二方いらしていただいております。それぞれ府省の側と規制・制度改革担当部局の側からの御推薦ということになりますが、先に府省の警察庁の御推薦の全国質屋組合連合会顧問弁護士の山田さんの方から、5 分程度で御意見をお願いいたします。

○山田参考人 山田です。私はここ十数年にわたり、全国質屋組合連合会の法律顧問を務め、その間、質屋営業法とともに、古物営業法関連の法律問題を取り扱ってきました。古物営業法の法律問題を扱うのは、全質連参加の組合員の多くが古物営業法に基づく古物営業許可を同時に取得して営業しているからです。この経歴を踏まえて、本件規制仕分けについて現場からの報告と意見を申し上げます。

まず第一に、本年2月23日のヒアリングを傍聴しての感想を申し上げることから始めたいと思います。ヒアリングを傍聴して、参考人は、行政刷新会議が貴金属の買取業者による自宅への強引な訪問買取を規制仕分けの実施対象項目に挙げた理由は、第15回行政刷新会議の了承事項の国民生活に密着しているものに該当するからであると判断したものと理解しております。この理解を下に参考人意見を申し上げます。

私はヒアリングでの報告と討論を伺って、先に以下のような規制仕分けの考え方の問題点を検討しておくことの必要性を感じました。それは本件訪問買取では、訪問買取業者の多くが古物営業法に基づく許可を取っての営業であること。また、古物営業での営業制限を規定する古物営業法第14条1項は、古物業者が取引の相手方の住所もしくは居所においても古物の買い置きを認めており、言い換えれば、古物営業法は、古物業者の訪問買取を認めていることから、規制仕分けの対象として同条1項の買取条項を削除して規制強化を行うべきだという考え方についてです。

私はこのような規制の考え方は、以下の諸点の検討を踏まえない適切な仕分けとは言えないものと考えます。第1点ですが、古物業者と利用者間の訪問買取は、日本社会においては伝統的に行われてきているものです。例えば引っ越しの際に書籍類や家電製品等を整理したいが、古物商の店舗までみずから持参するのは骨が折れるとか、古物を整理したいが廃品回収に回すのはちょっと惜しい。一度古物商に来てもらって、値段がつくなら買い取ってもらおうといった例なら、日常大量に行われてきたことです。第2点は、上記のような例に見られるように、これらの訪問買取は、国民消費者のニーズに基づくものです。

また第3点目として、古物というものは常に廃棄物となる可能性を持っています。そこで、廃品回収等の関係で本件訪問買取を考えますと、廃棄物処理の基本法である循環型社会形成推進基本法では、その第7条1号で、循環資源のうちの再使用、リユースできるものについては再使用することを基本原則としています。古物買い取りは、この基本原則を実効性あらしめ、ひいては国民経済の活性化に寄与しています。

問題の第4点ですが、訪問買取を規制した場合、国民消費者は、古物商の店舗に古物を自ら運んでいくことをあきらめ、廃品回収に費用を払って回さざるを得なくなる確率が高くなります。こうなりますと、再使用可能な古物がいたずらに廃棄されるとともに、古物を所持する国民消費者もせっかくの換金のチャンスをなくすのみならず、廃棄の費用まで負担せざるを得ないことになるのです。以上、訪問買取は、再使用可能な古物がいたずらに廃棄処理され、棄損されることを防ぎ、国民の側も廃棄の費用を拠出することなく換金を可能とするものであり、国民の資産をいたずらに棄損することなく、国民経済の活性化に資する要因ともなっているのです。

第5点目です。古物営業法は第1条で、この法律は盗品法の売買の防止、速やかな発見を図るた

め、古物営業にかかる業務について必要な規制等を行い、もって窃盗その他犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資することを目的とするとその目的を規定します。その立法目的は、防犯と犯罪被害の回復等にあります。国民消費者と事業者間の経済取引行為に介入し、規制するものではありません。古物営業法の主務官庁としての警察庁や警視庁以下、都道府県本部、そして警察課には、同法の立法目的が実効ある警察活動や行政指導を国民から期待されているものです。

第6点目、本件訪問買取が窃盗や詐欺等の犯罪行為の可能性も言われ、古物営業法上の無許可営業に当たる可能性もあり、また同法違反を犯している可能性もあります。国民消費者の社会的・経済的被害が看過すべからざるものであることは明らかなです。それらの場合、警察庁、警察官に積極的に事に当たっていただくことは勿論です。具体的には、先ほど警察庁の局長が御指摘になったような取り組みが挙げられると思います。以上、古物営業法の買取条項を削除して、規制強化する道が適切ではなく、本件規制仕分けに当たっては、国民消費者保護の実効的実現の観点から、規制の法体系と制度をトータルに検討してかかる必要があると考えます。

以上。

○小村進行役 ありがとうございます。内容とすれば御意見で、今の御発言そのものは承るんですけども、私どもも、最初に幾らかヒアリングの場で意見交換をさせていただきました。そのときにいろいろな事案があって、この対象に対してどのように対応していく可能性があるかということとさまざまな質問をしたのも事実ですが、仕分け人、事務局あるいは会議体といいますか、そういった場で今のおっしゃっている古物法上のものを削除して、買取条項を削除することについてどうするかということそのものを指摘して、それそのものをこのテーブルで議論しましょうという御示唆を差し上げたわけではないので、広くは少しそういう論点に及ぶ可能性がないとも逆には言いませんが、そこを決めて議論をしているわけでもありませんし、そこが必ずしもヒアリングの場ではメインでもなかったと思っていますので、その点だけは予断を持って入っていただくというよりは、広くいろいろな議論をさせていただきたいということで進めていきたいと思っていますので、お願いいたします。

そうしましたら、規制・制度改革担当部局の方の参考人でございます河村さんの方から、5分程度でお願いいたします。

○河村参考人 消費者団体の主婦連合会の河村と申します。よろしくお願いいたします。

最初の省庁からの御説明などの中からも被害の実態というのは十分おわかりいただけたかと思えますし、この問題が法律的には完全にすき間の状態にあって、規制の谷間に落ちていること、そして急激に増加していること。4年前に30件の苦情だったものが、2010年には538件、これはPIO-NETに入っている相談事例ですから、実際にはもっとあることは確かなこととございます。これまで被害が拡大してから規制するということが繰り返されてきました。たくさんの被害を出して、多くの利益を悪質事業者に与えてから規制するというのでは意味がないと考えております。

高齢化社会はますます進展しております。また今朝のテレビでは、高齢者人口の9.1%が認知症であるというショッキングな数字を伝えておりました。自分の家の中というのは、どこよりも安全な場所であるべきだと考えております。平穏に暮らす権利があるわけです。そのような判断力がだ

んだん衰えてくるような高齢の方にとっても、平穏な生活を守れるような規制が必要だと考えております。

「営業の自由」という言葉がこういう規制を考えるとよく出てくるわけですがけれども、個人が平穏な生活を営む権利というのは、それに対して同等か、それ以上のものだと考えております。悪質な商法で得をするということを許さない市場のルールを整備することによって、消費者とともに、健全な事業者がそのビジネスで利益を享受することができるようになるわけです。ここでは貴金属の強引な買い取りという話ですがけれども、このような機会をなかなか与えていただけないので話を広げますと、悪質商法の被害というのは、年間3兆4千億円とされています。GDP比で0.6%とされています。規制強化によってこの金額が健全な消費活動に回ることで、健全な経済発展にもつながるわけでございます。

貴金属の強引な訪問買取のことでございますが、先ほど参考人の方が、引っ越しのときの古書の買い取りですとか、いろいろこれまでも自宅の中で業者を呼んで買い取ってもらうことが行われてきた伝統的なものだというお話がありましたけれども、これはすべて消費者の側がというか、市民の側がそれを望んで、そういう業者を呼んでいるわけであって、引っ越しなどは突然することはなく、計画的にその場に呼んで、それで家の中で取引が行われているということでございます、今回被害が出ているものとは全く別のものだと考えております。

被害が拡大している今、この貴金属等に限らず、買取商法というものを既存の規制する法律の中に位置づける必要があるのではないかと思います。難しい法律のことは学者の方にお任せするにしても、そういうことがとても大切で、先ほども申し上げました、望まないで不意に来た買取人によって非常に不利な買い取りが行われているわけですから、勧誘に関する更なる規制というのも消費者団体としては望みたいと思っております。被害が拡大している今の時点でタイミングを逸することなく、毅然とした規制強化の姿勢、そういう方向性を示していただけるということを強く望んでおります。

以上です。

○小村進行役 ありがとうございます。そうしましたら、この時間のとりまとめ役、亀井さんの方から、論点についてお願いします。

○亀井参議院議員 この時間のポイントは、買取商法という新しい事例をどのように、どの法律で、あるいは新法で位置づけて規制するのかということです。先ほど、全国質屋連合会の山田参考人からお話いただきましたけれども、古物営業に限ったことではなくて、これは訪問買取で、たまたま報告されている事例に「古物はありませんか」と言って訪問することがあるということです、もっと広くとらえたいと思います。

46 ページの資料にございますけれども、真ん中の丸のところに4つの現行の法律が記載してあります。特定商取引法、古物営業法、消費者契約法、消費者安全法、これが比較的関連のある法律ですがけれども、訪問買取というケースは想定していない。押し売りならぬ押し買いというケースが今、急増していますから、これについての規制の方法について活発に御議論いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小村進行役 そうしましたら、飛松さん。

○飛松評価者 これは消費者庁さんに対するまずスタンスの御質問なんですけれども、特商法を見ますと、法の目的が、そもそもこれは購入者等の保護であるというたてつけになっておるわけでございますので、そういう意味では、いわゆる押し買いというのは直接の対象には勿論なっていないということなんです。いわゆる押し売りと押し買いと、勿論、売り主、買い主の立場の逆転はあるんですけれども、同じ売買契約であって、かつ、一方は事業者、もう一方は正常な判断ができない状況にあり得る消費者であるというところに照らして、その限度においては特に差はないと思うんです。そうすると、消費者安全法によるいろいろな措置というのは、事前の措置としては、手近な措置としてはあるということは理解しておりますけれども、規定のバランスとして、今の状態が買うと売りの違いがあるので、これで構わないんだというスタンスでいらっしゃるのか、やはりその違いはあるけれども、特商法の趣旨から照らせば、押し買いにも基本的には同等規制がかかるのが正しい姿であるとお考えでいらっしゃるのか、そこを確認させていただけますか。

○説明者（消費者庁） お答え申し上げます。今の点から言うと、結論から申し上げますと、売ると買うという局面においてこの法律の適用の仕方を変える必要は、これは私個人の見解ということになるかもしれませんが、変える必要はないと思います。

それはなぜかといえば、この特定商取引法という法律については、あくまでも行為規制、先ほど松田次長の方から幾つか例示を申し上げましたけれども、最初に名前を名乗りなさいとか、あるいは売るに当たっては嘘をついてはいけませんといったような行為規制を敷いておると。あくまでも業規制ではなくて行為規制だということから出発をしておるものですから、その局面において売る、それから買うというところにおいて差をつけるという必要はなからうかと思えます。

○飛松評価者 それを踏まえて、今度は古物営業側の参考人の先生にお伺いをしたいんですけれども、古物の訪問買取が、いわゆる特商法と同じような規制を受けるということになってしまうと、先ほどおっしゃったような問題点のうち、どこが特に問題になるとお考えでしょうか。あるいはこの特商法と同じ程度の規制であれば構わないということなのか、あるいはこれを受けると、古物業界としてここが困るんだというようなことがあれば、教えていただきたいです。

○山田参考人 先ほども申し上げましたが、この古物営業法 14 条の営業場所の規制の中では、訪問買取も認めておる。そして参考人から先ほど御指摘がありました、その中で利用者の側、消費者側からのオファーで来てくれと、買い取りに来てくれと、値段をつけに来てくれというような業態もあると。そこまで含めて規制対象にしてしまうと、全国、例えば古物営業の関連の許可を受けている件数がもう 70 万件に達する状況の下で、日常普段に訪問買取が行われている。またそれは消費者側のニーズでもあるというところを、あまりやみくもに規制に走るのはよろしくないというのが私の論点です。

○小村進行役 逆に言えば、迷惑な行為の部分について明確にできて、その部分ときちんとやっていらっしゃる古物商の営業行為が、訪問の場合であっても区別ができればそんなに大きな問題にはならないだろうという御認識でいいということではよろしいですか。

○山田参考人 はい、おっしゃるとおりです。

○山本評価者 関連してですが、特商法の規制が消費者の方から来てくれと、自宅に招請して訪問した場合にもかかるということになりましても、ほとんどが現行法の特商法でも適用除外です。ただし、3条と3条の2、さっき前のセッションで議論しました氏名と販売目的の明示義務、3条の2の再勧誘の禁止は、ちょっと複雑な話ですけれども、適用されているようです。しかし、それも議論して、この場合は必要ないよとなったら、それも適用除外にすればいいので、そこはあまり御心配はいらない、特商法がかかってもほとんど無関係だと理解していただいていいのではないかと思います。

○小村進行役 平野内閣府副大臣、どうぞ。

○平野内閣府副大臣 まず1点、簡単なことですが、ものを買う側が普通消費者ということなんですけれども、今回の場合は訪問買取を受けている側の、今、この権利ということが問題になっているわけですが、これも消費者という理解でよろしいですね。その上で、消費者庁にお伺いしますけれども、こういう事態を問題があると把握したのはいつごろですか。

○説明者(消費者庁) 国民生活センターの方から、貴金属についてのトラブル事例ということで、昨年、12月20日頃、こういうトラブルが発生したというようなレポートが出されました。明確な形で、こういうトラブルがあるなと私自身が認識したのは、このレポートがきっかけでございます。

○平野内閣府副大臣 昨年の冬ということですか。すると、消費者センターは、それまでは消費者庁には何も言ってこなかったという理解でよろしいですか。

○小村進行役 消費者庁の方は、逆にそれまで何も言ってきていないということでもいいですか。情報としていただいていないと。

○説明者(消費者庁) 情報としては、データベースとか報告の中にはあるんですけれども、数ある年間90万件の情報の中で明確に区別してそういう問題が起こっていると、問題事案として認識したというのは去年の秋ぐらいからでございます。情報としては、全国の消費生活センターに寄せられた情報は必ず消費者庁に報告されることになっていますので、入ってきていたと思っています。

○平野内閣府副大臣 つまり、恐らくこれは不招請。招請でもいいんですけれども、基本的には不招請で、突然訪問してきて買取をするというようなことが国民生活の中で問題になっているんだと認識したのは去年の秋という理解でよろしいですね。

○説明者(消費者庁) はい。

○平野内閣府副大臣 では、参考人の方にお伺いしますけれども、こういう事態が問題になっていると理解したのはいつぐらいですか。

○河村参考人 貴金属の強引な買い取りということでは、消費者庁さん御説明のように、PIONEERは各省庁さん全部見られているわけなのでございますけれども、2007年度には30件しかなかったものが急激に伸びているということで、貴金属に関しては、多分金の値上がりですとか、そういうことに関連して伸びていると思いますが、買取商法ということに関しては、さまざまな類型で被害というのは、そもそも以前からずっとあるものでございます。貴金属の強引な買い取りというのが非常に最近目立っているということではないかと思います。

○平野内閣府副大臣 参考人の方とすれば、こういう問題は前からあるという認識だということですよ。

○河村参考人 買取商法の問題はありましたが。

○平野内閣府副大臣 1つはっきりしているのは、だから消費者庁の認識と、こういう形で参考人の方の認識の中にずれが出ているというのは、これはやっぱり消費者庁としてはしっかりとらまえないといけないということだと思います。

もう一つ、去年の秋に認識されたということですが、それ以降どういう対策を講じてきたのか具体的にちょっと教えてください。

○説明者（消費者庁） 今、具体的にどういう事業者がどういう手口でこういう迷惑な行為を行っているかということについて、個別の、一つひとつの事案について、被害者の方に接触すべく、我々に来るところの情報はいろいろなところを経由して来ますので、そこをたどって行って、被害者の方に直接アクセスするように今、調査をしているところでございます。

○平野内閣府副大臣 そうすると、調査の段階で具体的なアクションは起こしていないという理解でいいですか。

○説明者（消費者庁） 広い意味では、消費者庁自身ではないですけども、国民生活センターが国民に対して昨年12月に一般的な注意喚起はしております。今、私どもがやっているのは個別具体的な事例について、事業者を特定して何かできないかということで作業をしております。

○平野内閣府副大臣 何ができないかって、先ほどの消費者安全法という法律があって、できることは大体見えていると思うんですけども、それでやらないということもやっていないということも問題ですよ、まず。

○小村進行役 具体的には、調査をいつまでに終えるという目標はありますか。

○説明者（消費者庁） それは逆に、いつまでに終えるといえますか、早くできればどんどんやっていきたいと思います。

○平野内閣府副大臣 いや、具体の調査以前に、ある人が訪問してきて、強制的に買い取りの事例が結構あるんだといった時点で、これは事件ではないですか。そういうことに対して、要するに現状を調査するというのは当たり前なんですけれども、とりあえず何かやることがあるのではないかな。例えば先ほどの中で言った食品安全。

○説明者（消費者庁） 消費者安全法です。

○平野内閣府副大臣 ありましたね。それにのっとってやろうとすればできることはあるはずなんです。そういうこともやっていないということは、やっぱり問題ではないですかという話。

○説明者（消費者庁） 今まさにやろうとしておりまして、確かに着手がおくれている、作業が遅い、そういった御批判はあるかもしれませんが、現実にはやろうとしていることは、副大臣が今おっしゃっていることをやろうとしております。

○平野内閣府副大臣 では、そこまで現状を受けて、あと1点だけ。これから現状をずっと見ながら、これから法律の問題点等々についても御検討されるんでしょうけれども、これから具体的な法律改正でやるのか、そもそも法律改正が必要なのか。あるいは新法という新しい体系が必要だと御

認識なのか。それは多分、今の段階で検討中という形にあるのかもしれませんが、事態はそんなにゆっくり対応していい事態ではないような感じもするんですが、その観点から警察庁さんと消費者庁さんにお答えをお願いしたいと思います。

○説明者（警察庁） 御指摘のとおりでございます、多分原因背景というのはなかなか確たるところはわからないと思いますけれども、金・地金の高騰が背景にあると思います。やはり今できることをできる限りするというのが筋だと思います。その上で、更に状況を見て、法制度がどうあるべきかの検討があるのだろうと考えています。

○小村進行役 では、消費者庁。

○説明者（消費者庁） 消費者庁として、法律改正というオプションがどういう形でやれるのか、目的規定から改正するというのは、なかなか言うは易くで本格的な検討が要りますので、必ずしも特定商取引法がいいのかというのは、1つ論点として大きいものがございます。

他方、今、消費者安全法は注意喚起しかできないのではないかという、ある意味でやっていることが限定的なものですから、これを広げるという新たな規制といいますか、法律上の整備を、規定整備をするというオプションもあり得ますし、新法といって、それ以外どんなものがあるのかわかりませんが、やるとすれば、消費者庁として、まさに先ほど来出ております、買わされる側も消費者だということで、その消費者の保護として、今、法律上の手当を消費者庁として何もやる気がないのかということは決してございません。何らかの形で検討してまいりたいと思いますが。

○小村進行役 とりあえず今のところから将来に向けての大きな方向性というものは、今の平野内閣府副大臣の質問でわかりましたけれども、議論とすれば、今、何ができるかという部分と将来的にという部分を分けていきたいと思います。では、三谷さん。

○三谷衆議院議員 被害の実態という意味で、先ほど警察庁の方は、急遽調べたら 226 件の相談があったと。古物営業法の許可を受けた業者、多くは業者であろうと言われました。どれぐらい業者なんですかということが1点。消費者庁にも 538 件の消費者センターに寄せられた相談、先ほどの話の中に 43 件の消費者事故の事例があったと。この中身をよく調べられていると思うんです。これは業者なんですか、それとも新手の、あるいは不明の業者なんですか。それを教えてください。

○説明者（警察庁） 急遽の相談件数の多かった 16 事業者を照合したのですが、16 中 14 社の名称が同じでございました。

○小村進行役 それは、今の古物商であるということがわかったという理解でいいわけですね。

○説明者（警察庁） そうです。ただ名称だけですから。

○小村進行役 実態としては違うことがあるかもしれないけれども、名称の合わせであれば古物商に該当している名称であったということですね。消費者庁の方。

○説明者（消費者庁） 私どもも似たような感じでございまして、まさに警察庁さんを通じて情報をいただきまして調べていて、事業者名が挙がっている中には古物商も多く含まれております。

○小村進行役 では、亀井さん。

○亀井参議院議員 警察庁さんに伺いたいんですけども、先ほど1件窃盗罪を適用したというのがありましたけれども、それはどのような状態で適用されたんでしょうか。つまり持っていかれそ

うになったところで急行して捕まえたというようなことなのでしょう。

○説明者（警察庁） 事実関係の詳細は聞いておりませんが、窃盗罪ですから、意に反して持ち去ったということです。

○亀井参議院議員 今、49 ページを開けていただきたいと思いますけれども、この事例の2というのは、ほぼ窃盗をしかかっていたところを見つけたということだろうと思います。認知症の方の自宅に上がり込んでたんすを物色していたと。これで持ち去るところまで完結すれば窃盗なわけですが、今回取り締まりたいのは買取商法でありまして、結局、被害者が少額でもお金を受け取ってしまったときに買い取られたと理解をされるわけですが、その場合どう取り締まるかということなんでしょうか。例えば 100 万円ぐらいの着物を持ち去って、1 万円ばらっと部屋に落ちていたというような場合はどういう扱いになるのでしょうか。窃盗プラス 1 万円の拾得物になるのか、教えてください。

○説明者（警察庁） 最後からお答えしますと、それはもう窃盗です。最初の1件、2月の中旬にあったと申しあげましたのは、既遂です。査定をするふりをして、隙を見て逃げ出した、それを追いかけていて緊急逮捕ですから、これは窃盗の既遂です。

○小村進行役 市川さん。

○市川評価者 これも、例えば古物業者さんには、大半の古物引き取り業者さんがまじめに経営をされていると思いますので、別に全部を一つにくくって議論するというつもりは全くないので、あくまで不適切なということを前提に議論をさせていただくとすると、まず注意喚起というのが先ほどありましたが、注意喚起というのは、実はこの件についてはほとんど実効性がない可能性が高いと思うんです。つまり相手が来ってしまうわけですから。そうすると、そこで注意喚起と言われても、来てしまったものに対して、特に相手の来られた側の消費者の方が、例えば高齢者であったりとか認知症の方であったりした場合には、注意喚起では、ほぼこれをよくすることはできないという点については、そういう認識を共有していただければと思います。

○説明者（警察庁） 御指摘のところが大きいかとは思いますが、やはりこういう悪質なケースについて注意喚起することで、断固拒むということはあると思います。

○説明者（警察庁） 実際に手口を聞いていけば、例えばトイレを貸してほしいと言って入ってきて、そのまま、居座るとか、手口もいろいろ巧妙なようですから、そういった具体的な手口を紹介して、とにかく家に入れたらまずいと、入れた後居座ったらすぐ 110 番をするとか、そういった広報啓発を具体的にすることは、これはこれで効果があると思っております。

○市川評価者 注意喚起は注意喚起でいいと思うんです。ただ、例えばこれはこの呼び方でいいんですか。まだ「オレオレ詐欺」でいいんですか。「オレオレ詐欺」についても、相当程度注意喚起をし、その効果もあって実際は減っている、抑止されている可能性は非常に高いと思うんですが、それでもやはり被害に遭われる方がおられるわけですから、「オレオレ詐欺」は明らかに詐欺行為なので、これは完全にアウトだと思うんですが、ただ、グレーゾーンについても、やはり実効性のある措置がないと厳しいのではないかと思います。

その上でお伺いしたいのは、多分3つあると思うんです。3つのポイントがあって、1つは勧誘

行為そのものに問題があるというケース。そう判断するのか、それとも意思に反しての売却というところに焦点を置くのか、ないしは、不適切な価格による売却という。先ほどその不適切な価格について言えば、警察庁さんの方から、それは窃盗罪に当たるのではないかという御指摘がありました。それぞれについて、たぶん抑止策の可能性はあるのかなのかということについて、消費者庁及び警察庁としてどう思われるかということをお伺いしたいです。

○説明者（警察庁） 勧誘行為そのものをどうするかというのは考え方だと思いますけれども、少なくとも意に反して居座るとか、断っているのに強引に買い取っていくとか、これは大変問題です。条例には勿論正面から当たりますし、刑罰法令も、証拠次第ではありますけれども、いろいろな犯罪に当たり得ると思います。

○説明者（消費者庁） よろしいですか。消費者庁ですけれども、意に反しての売却とか、不適切な、特に価格についてなんですけれども、中には、たまたまたんすの中に眠っていたのが売却できるとか、その場で思ってたっている方もいらっしゃるかもしれませんし、ケース・バイ・ケースだと思うんですけれども、いずれにせよ気をつけていただきたいのは、買取りに来ている人はプロなので、とにかく売りたい人でも売らせる気にもしますし、売りたい人にはもっとその気にさせるといいますか、いいかげんな値段で売らせてしまう場合もあります。その場合、行政的に何か決めごとをしていますが、家に入って話し始めてしまうと、2人でやっていただくしかないものですから、今、何らかの規制でもってそういうことをそもそもさせないというのも大事だと思うんですけれども、消費者の方も、普段からそういったことにどう対応すべきかということには注意喚起をしていきたいと思っております。その場ですぐ決めないとか、相手の言っていることについて、例えば相場とかグラムとかいろいろ話が出るとありますが、そういう証拠を見せてもらうとか、紙をもらうとか、そういったことも消費者の方にもやっていただくように、我々はしっかり注意喚起をしていければと思っています。

○小村進行役 だから、規制も必要だし、消費者の方も自覚を持っていただいて、自身の問題としてきちんと防衛していただくことも必要だと。2つともそういう見解ですということではよろしいわけですね。

飛松さん。

○飛松評価者 法改正などせずに、今、何ができるかという観点でなんですけれども、今、事例としてはそんなに挙がっていないということをおっしゃっていましたが、いわゆる無許可でこういった行為を行っている業者というのが恐らくもう既に存在をしていて、これから増えるかもしれないという状況だと思うんです。これについては現行の古物営業法の違反だということで摘発が可能だと思うんですけれども、今までであれば、要するに店舗を構えて無許可でやっていけばそれは摘発が簡単だったと。ところが、こういった訪問の形態の場合には摘発が非常に難しいということがあると思うんですけれども、その辺りについて、警察庁さんの方では、どういった対応といいますか、今後の方策を立てられているのか教えてください。

○小村進行役 そうしましたら、今の段階で何ができるかということも警察庁さんは今まで答えていないので、今の段階で何ができるかということと、飛松さんから御質問のあった無

許可の業者がいる、それも点々と場所を変える、居所を変える、そういったものについての方策も含めて、そこについても何ができますかという2点答えていただけますか。

○説明者（警察庁） 金貨とか地金もあり得るようではありますが、これは古物ではございませんので対象外ですが、ものが古物であれば許可を受けていなければ、その買取行為は無許可の行為です。ただこれは端緒をどう得るかというところが重要でございまして、これまで、去年ざっと調べたところでは、ございません。やはり110番が一番実務的で手近だと思うのですが、いただければ10分そこそこでは駆けつけますので、現場臨場して、それが無許可の者が古物を買収しようとしたということで、これは古物営業法では直罰ですから、取り締まることができますし、一般的に刑罰法令や迷惑防止条例が適用できるか、どういうケースにどうというのは先ほど申し上げたとおりでございます。

○小村進行役 あと、古物営業法を持っていच्छる立場からの指導とか、そういったことはしていただけるんですか。

○説明者（警察庁） どうも不安を覚えたというのは、買い取りの際に免許証とかで本人確認とかをしているわけです。それが法律上義務づけられて、どういう目的の下に本人確認をさせていただくのかという説明が足りないのです。許可を受けた業者の場合には、許可証あるいは行商の届け出をしたその証印を示す必要があるのですけれども、それが提示されてない場合がどうもあるようです。その辺りの徹底を、個別のケースで通報いただいたときに、あるいは団体を通じて指導徹底をするといったことであろうかと思えます。

○小村進行役 例えば、今のお話で行くと、これは本来の方の目的ではないということになるのかもしれませんが、示す業者の登録を掲げる掲示物をそのままコピーして必ず置いておかなければいけないとか、後々きちんとだれが買い取ったかとか、幾らで買い取ったかというのがわかるように、買い取っていくこと自身は、古物営業法の中あるいはその外なのかもしれませんが、その実質においては警察庁さんとしては何ら別に古物営業法の観点から困るものではないという理解でよろしいわけですか。

○説明者（警察庁） 今も行商の届け出をすれば、立派に合法でできる営業形態の1つですから。今コーディネーターがおっしゃったところは、許可業者に記録の作成保存義務がございまして、そこで確認が行われるということになります。

○小村進行役 記録は業者さんが記録をして持っていなさいということですね。つまり、消費者の側には渡るものではない。仮に消費者に渡るように、必ずその商売の行為の中でやりなさいという方向に。

○説明者（警察庁） そこは考え方ですね。

○小村進行役 それは難しい。考え方。なるほど。要するに、法のやり方次第ということだということですか。

では、高芝さん。

○高芝評価者 先ほど来出ていました、売ったというのか、意思に反して持って行かれたというのか、そういう状況になったときは、民法の方のレベルからすれば、契約が成立していない、不成立

だという議論もあり得ようかと私としては思っているんですけれども、ただ、契約する意思がなかったのかどうか、特にお金を置いて行かれたとき、なにがしかのお金を置いていかれたときの立証が難しいというのが、この件のトラブルの難しいところではないのかと思っています。

ただ、先ほど飛松先生の方からの質問の冒頭のところでもありましたけれども、どうもトラブルを見ていますと、トラブルの態様というのが訪問販売のケースと類似しているのも多いのかと思います。その意味では、先ほど売りと買いで、そう区別をするものではないのかなとの意見については、私も賛成をしているところなんです。

ここで参考人の方に御質問なんですけれども、現在は、金が値上がりしてきているからということで貴金属がどうも注目をされてきているようなんですけれども、先ほどの話ですと、必ずしもこの貴金属だけではないというお話があったんですけれども、例えばどんなものがあるのか、参考に教えていただけますか。

○河村参考人 私、消費生活相談員ではないので詳細なデータというのはございませんけれども、典型的には、いわゆる要らないテレビですとか、家電製品を引き取りますというふうによく町の中をスピーカーで鳴らしていますけれども、あれの被害はずっと昔から多いと思いますし、それ以外の高額なものも。

○小村進行役 それは河村さん、具体的には売ってしまったけれど価格が全然安かったではないかという御意見なんですか。

○河村参考人 そういう意味の被害ではなくて、よくありますのは、「無料で引き取ります」というふうに、これは要するに廃棄物みたいなものです。要らないものを。

○小村進行役 来られて、渡したくなかったけれど無理に持っていってしまうような被害事例ということですか。

○河村参考人 そういう意味の事例ということですか。

○小村進行役 はい。被害実態、あるいはトラブルの事例として。

○河村参考人 例えばその類型でいうと、先生の中では類型ではないかもしれませんが、いわゆる「買い取ります」とアナウンスしている場合もあるんですね。「買い取ります」とアナウンスしていて、渡してみると、これは買い取れないからと言ってただで持っていってしまったたり、引き取り料を取ったりというような、消費者から見れば類型なんですけど、法律的に見ると類型ではないと言われてしまうかもしれません。

○説明者（消費者庁） これは事実の御紹介でございますので、今、河村参考人がおっしゃったケースの一番最後のケースです。要するに消費者がお金を渡して、それで要らなくなったテレビとか、冷蔵庫を持っていってしまうと。これは現在特定商取引法の中で追える世界です。現に昨年8月にこれで廃品回収の会社を処分いたしました。

○小村進行役 ほかがございますか。山本さん。

○山本評価者 先ほど飛松委員の方から冒頭御指摘がありましたし、高芝先生の発言もそこに関わると思いますが、私の認識では、現行法上、民法の暴利行為とか、消費者契約法の不実告知あるいは不退去、退去妨害が、買い取りについても適用されるということは明らかなんです。その

他の法令でも一定の対処はできる。しかし、この前のセッションで扱ったマンション以上に、この問題は、実効性のある法令が欠如しているという分野の問題です。したがって、現行法で何をやるかということよりも、もうどう変えるかということの話にそろそろ行ってよろしいでしょうか。

その意味では、もう御発言ありますけれども、相談事例はすべて、突然自宅等に業者が訪問してきて、十分落ち着いて考えるいとまもなく契約をしてしまっている。つまり、多くのトラブルの根幹に取引の不意打ち性であるとか、密室性という要因が存在している。これは何かというと、まさに現行法の体系上、特商法の訪問販売形態が対処している問題です。そこで本質的には、これは特商法の訪問販売類型の下位類型であるとか、そういう形で対処するのが法体系上、一番美しいというふうに思います。

ただし、目的規定を変えなければいけないということは生じますけれども、私の理解では、目的規定の中には太い幹の部分と枝葉の部分があります。今のところ、これまでの経験で押し売りが多かったのが押し売りになっているというそれだけのことで、これは枝葉の部分でありますから、そこは是非、最初の御発言で消費者庁も本質的には訪問販売と同質の問題だという御認識はあるわけですから、早急に法改正に取り組んでいただきたい。

そして、本日の資料の21ページの特商法の規制体系にはやはり、これまで長年にわたって積み上げてきたノウハウであるとか、テクニックが全部詰まっているわけです。これを利用しないという手はないわけで、ただそこに挙がっている規制手段の中で、過量販売解除とか、こんなものはちよつとなじまないとかそういうところもありますので、そういうところを適宜抜いていくとか、これは少し過剰であるというようなルールにつきましては、またそのルールだけを適用除外するといういろいろなテクニックがありますので、そのような対処を是非していただきたいと私は思います。技術的な問題はいろいろあると思いますけれども、じっくりその技術的な点を詰めていただければ、この問題は解決困難な問題ではないと思いますし、非常に緊急性が高いと思います。私の意見です。

○小村進行役 亀井さん。

○亀井参議院議員 今、山本先生に確認をしたいんですけれども、特商法、24ページに書いてございますけれども、この特定商取引という概念に、訪問販売だけではなくて訪問買取という解釈を加えていくというようなことで、この法律の改正で対応ができるだろうという御見解ということでしょうか。

○山本評価者 それが一番美しいと。美しいし、問題の根本的な解決だし、どうせそれでない別の中途半端なことをやっても不十分でまた改正となりますから、最初からそれをもう目指すべきではないでしょうか。

○亀井参議院議員 それができるのなら、一番確かに美しいと思います。

○山本評価者 そんな難しいことではないと思います。

○平野内閣府副大臣 法律を改正するか新法というのは、私も聞きましたけれど、実はもうそれはある意味では消費者庁にお任せすればいい話なんだろうと思います。目的規定を改正するのが難しいと言いますが、できないわけではないので、この法律はもう皆さんがつくっている法律ですので、内閣法制局よりも何よりも、皆さんがその内容について一番詳しいわけですから。要は、今、

山本さんがおっしゃったように、どういう規制が必要かということで、特商法の基本的な枠組みというのが望ましいのではないかということの御提案だったと思いますので、是非そこは消費者庁さんの現段階での考え方ということでお答えいただきたいと私からも質問をさせていただきます。

○説明者（消費者庁） お答えさせていただきます。先ほどお答え申し上げたとおり、販売と買い取りという局面において何が差があるのかと。先ほどおっしゃったように、消費者の不意打ち性とか、あるいはこの法律が今規制している行為規制ということからすると、確かに私も、この類型について言うと、特定商取引法の親和性といったようなものはあるかと思います。

ただもう一点御指摘をさせていただきたいんですけれども、このケースは、先ほど河村参考人の方からほかの事例もあるということで具体的なお答えが結局得られなかったんですけれども、古物営業者、古物商の許可を取っている人が、もう明確にターゲットになっていると。この規制を敷いたときにだれが規制の対象になるのかということからすると、そこは古物商の方が対象になりますという意味においては、これまでの特定商取引法が追っていた世界とは、ちょっと違うのかなと。だれに対して規制をかけるのかという話と、どういう規制をかけるのか、この2点の観点がどこの法律でやるのが適切なのかということのベストなソリューションを導くための要素ではないかと思います。

○小村進行役 そろそろシートを記載しながらお願いします。

飛松さん。

○飛松評価者 特商法と横並びで同様の規制を加えるということが、基本的な方向性としては正しいのではないかと私も個人的には思っているんですけれども、ふと考えて懸念されるのが、売り手と買い手が逆転していることによって、例えばそのクーリングオフの規定をそのまま適用して大丈夫なのかという問題があると思うんです。古物商さんとしては、貴金属を買えば当然それは相場のあるうちにさっさと売りたいとか、置いておきたいとか、いろいろな御判断があるんだと思うんですけれども、その点で、クーリングオフ規定をどういうふうに適用するか、あるいは適用しないかちょっとわかりませんけれども、その辺りについて、消費者庁さんの方で、何か今お考えというのはお持ちでいらっしゃいますでしょうか。

○説明者（消費者庁） 今、考え方は全く持ち合わせておりません。これは個別のその取引の実態というのをもう少し精査しないと、何ともお答え申し上げられないと思います。今のところは全くアイデアはございません。

○平野内閣府副大臣 ただ問題の指摘としては、非常に重要な指摘です。それは転売されてしまったら。

○小村進行役 幾らかそういう意味でいうと、こういう点が懸念だとか、今の山本先生のベースをつくっていただいたので、そこに対してどういう点が問題かとか、懸念とか、ここはどうなっている。どちらかというところとそれに明確にお答えいただけないのかもしれませんが御意見いただきたいと思います。

河村さん、どうぞ。

○河村参考人 山本先生の力強い御提案に私は全面的に賛成なんですけれども、やはり消費者とし

ては、特商法というのはその中でもなじみのある法律ですから、一定のルールの中に入れ込まれるということは、1つのルールを覚えておけばいい、クーリングオフということも一生懸命消費者団体等も啓発などをしておりますけれども、やはり1つ覚えれば、その類型を覚えればいいということとはとても役に立つものだと思います。

買い取りの場合クーリングオフそのものが難しいというお話もありました。注意喚起はとても大切なんですけれども、消費者庁がしきりに注意喚起のお話ですとか、上がってきたときにどういうふうに書面をちゃんと確認するとかということをおっしゃっていましたが、そもそも被害が出ているのは断れないような方々、判断力に問題がある方々なので、不意に訪問してきたときに断れる人なら被害の中に入ってきていないわけです。ですから、注意喚起では救えないということから考えますと、訪問販売についての、つまり訪問買取についての規制ですから、クーリングオフ等、全部取り入れても全く問題はないのではないかと考えております。

○小村進行役 山本さん。

○山本評価者 こういう法律の中身を余り決め打ちするのは柔軟性を損ないますので、観点のみ申し上げますけれども、現行の訪問販売法で、押し売りの場合も、例えば相場商品みたいなそういうものについて訪問販売で買って、そしてその後値が下がったのでクーリングオフするということはあり得るわけです。ですからその話は、押し買い特有の問題ではありません。あるいは金融商品販売法という法律の中にもクーリングオフがあるわけです。ですから、クーリングオフの世界においては、「価格変動があるものはクーリングオフは効きません」なんていうルールはないということ。それを踏まえて、しかし特別にこの押し買いの場合だけ、そのまた例外をつくるだけのそれだけの立法的な根拠があるか、その点を十分踏まえて御検討いただければと思います。

○説明者（消費者庁） これは事実関係だけなので指摘させていただきますけれども、金融商品取引法に、今、クーリングオフの規定があるというお話でございました。これはございますけれども、今、この金融商品取引法の中でクーリングオフの対象になっていますのは、更に政令で指定をされて、投資顧問業だけでございます。ですので、一般の金融商品については、クーリングオフについては規定されておられません。

○小村進行役 では、シートの方、出せる方は出してということで。どうぞ、山田さん。

○山田参考人 山本先生、参考人の御指摘で確認させていただきたいんですが、訪問買取の場合のオファーが、利用者、消費者の側にある場合は除外するということでよろしいわけですね。

○小村進行役 山田さん、多分この場で立法の細々まで決めるわけではないので、そういう意味で言えば、議論の流れとすれば皆さん、悪質なものをどうすみ分けていくかということで、例えば「済みません、質屋の方、取引したいので来てください」という電話をして来ていただいたものまで規制しようとは、それは最初からだれもそういうことは思っていないと思いますので、大丈夫だと思います。

○山本評価者 先ほど申しましたように、現行の特商法でも招請で来ていただいたときには、クーリングオフも何も全部かかりません。ただちょっとだけ「質屋から来ました」とか、氏名を述べるとか、あるいはそこでもう一回、「来てくれと言ったけれどもやっぱりやめた」と断ったときに、「い

や、やっぱりやらせてくれ」という再勧誘はだめですよと、それぐらいです。しかし、そのちょっとしたところも困るということであれば、それはそちらの方で更に検討していただく余地は十分あると思います。そういうことではないかと思えます。

○小村進行役 済みません、評価シートの方は三択で肢が立っていますが、複数回答可でございますので、ちょっともし複数でつけたかったのという方、合図していただければ事務局が戻しますので。

中村さん、どうぞ。

○中村参議院議員 もう、とりまとめに入っているので、若干の質問を山本先生、高芝先生にさせていただきますいんですけれども、もし法的な対応をするということで、クーリングオフ、ないしはクーリングオフに似たような制度を入れた場合に、もう既に買い取った業者がほかに売っている場合です。売った場合には、その売ったものを買った人の保護というのが非常に重要になると思うんですが、その辺りのところはどのようなアイデアがあるでしょうか。

○山本評価者 その場合、まず買い取った業者については金銭で相当額の返還を請求するということになると思います。そのときに、では、どの時点での市場価値かと。売ったときか、それとも今取り戻すときか、その間変動していたらどうかというそういう問題は確かに、押し売りの場合にはない、押し買いの場合特有の問題かと思いますが、技術的な問題でありまして、なるべく実効性のある案を出してもらえばいい。それから、クーリングオフを実際に買い取った業者から更に買い取った人に対して主張できるかという問題も出てくると思います。その場合は、もう第三者に渡ったら現物は取り戻せないとするか、第三者が、これがそういう経緯で売られたものだとすることを重々承知の上で買った場合は、その第三者に対しても追及して取り戻せるとするか、そこもまた技術的な問題として、第三者の取引安全と被害者保護の調整を図ればいいと考えております。

○小村進行役 高芝さん、いいですか。ちょっとまだ時間がかかるみたいなので、ほかにありましたら。

今、実際こういった事案が出たときに、国民の皆さんへの情報発信という意味では、どういう手段でどういうふうにやっておられるかというのを御紹介いただいてもいいでしょうか。当該事案についても、もしこういう点を注意してくださいということがあれば、消費者庁の方から御紹介ください。

○説明者（消費者庁） 既に国民生活センター、この資料で言いますと、繰り返しになりますけれども、47ページ以降ということで、「突然自宅を訪れる金属等の買取サービスに関するトラブル」ということで公表しておりますが、何を気をつければいいかということについては、52ページ以降、消費者のアドバイスということになっております。

1件1件、参考人もおっしゃるようにケース・バイ・ケースだと思いますので、一概に何とも言えないケースもあるんですけれども、まず求めている場合はやはり知らない人は家に上げないというのが第一だとは思いますが、先ほど次長の方からも申しましたように、女性がトイレに行きたいということで最初に入り込んでくるという手口が幾つか見られますので、最初に取り返りでトイレ借りましたという感じではない、いきなりトイレを借りに来ると思いますので、なかなか

か難しい点もあると思うんですけども、まず知らない人は家に上げないということで、先ほど警察庁の方からありましたように、何か変だと思ったらすぐ警察を呼んでいただくということだと思います。せっかく来たからたんすに眠っている財産を売りたいと思う方も中にはいらっしゃると思いますが、そこはやはり、相手はプロだということで是非気をつけていただきたい。特によくありますのは、相場について、売った後に周りの人から話を聞くとどうも安く売ってしまったみたいだという相談も多いんですけども、そもそもその買取りに行くという段階で人件費がかかっていますので、いわゆる外国為替の取引でも、いわゆる銀行間取引と実際に買うお金では違うように、売る側もコストがある程度かかっていますから、当然自分が持って行って換えるよりは家に来た方が安くなってしまうという部分は、やはり消費者の方も理解していなければいけないのではないかと思います。つまり、ちゃんとした良心的な買取業者も中には当然いらっしゃると思いますし、そういった業者の買取業者も、やはり業者間の相場とは違うとかというのはあると思いますので、その辺は消費者の方も認識していただく必要があると思います。

あと、やはり後でもめないように、今、現行法上は特に義務の規定にはなっていないようなんですが、しっかりと書類をもらうということ、連絡先、相場の根拠とか、実際の受取り、そういったことに気をつけていただくということでありまして、そこまでしても結局うまくいかないという場合には、お近くの消費生活センター、番号がわからない場合は全国共通で0570-064-370と、これは消費者ホットラインという番号でございまして、そこにかけただけであればお近くの消費生活センターにつながるということになっておりますし、土日であれば土日の対応もしておりますので、是非そちらの方に御相談をいただければと思います。

○小村進行役 ありがとうございます。河村さん、ありましたら。

○河村参考人 すみません、何か意見を言うわけではないんですけども、今、訪問買取の場合には行くまでの交通費や人件費もかかっているからというお話でしたが、そもそも消費者の側、市民の側はそれを望んでいないところに不意に来るわけです。そのコストは、行くコストとか人件費の問題ではなくて、10軒、20軒、30軒、50軒行って断られて51軒目にだれかが判断力が低くて迎え入れてしまったら、その前の50軒分の手間、人件費、時間が全部その人の買い取りの中に入ってくるわけです。だからまともな商法ではないわけで、消費者の側が、訪問のときはコストがかかるということを認識するというようなものではないと思います。呼んで来ていただいたときには全く別問題でございしますが。

○小村進行役 山田さん、どうぞ。

○山田参考人 折角の機会ですから、確認させていただきたい点があります。今度の問題を法律的にも検討させていただいた際、「消費者」と言う法概念をどのように理解したらいいのか迷いました。具体的には資料29ページの消費者安全法なんですけど、ここに「消費者」と「事業者」「消費者事故等」の定義規定があります。

「消費者」と「事業者」を見ますと、あたかも対概念で消費者でなければ事業者、事業者でなければ消費者であると理解できるように読めます。

他方、「消費者事故等」の定義からしますと、商品・役務の提供を受ける者が消費者であると類型

的に理解できるようにも読める。

今回の規制仕分けの対象となっている訪問買取につきましては、古物を事業者に提供する側も消費者であるというように定義をしっかりと法的にも整備していただくいい機会ではないかと思いました。

○小村進行役 まさしく御指摘の点の法律のずれみたいなどころでいろいろ被害が出てきている可能性があって、法的な対応があいまいになる部分があるので、ですから、どういうふうにその部分を法律を使って新しい規制になるか、法になるかという部分は、法になるのか、追加で改正するかという部分はいろいろあるかもしれませんが御対応いただきたいと、そういうことになるかと思います。

○説明者（消費者庁） 済みません。現行の消費者安全法では、まさに消費者の定義は個人としか書いておりませんので、この場合の、押し掛けられて無理やり売る状況になってしまった方については、まさしく消費者と考えておりまして、その中で例えば帰らないので無理やり売ってしまったとか、そういうのはもう消費者事故等というふうに消費者庁としてはみなしております。

○小村進行役 そうしましたら、とりまとめができておりますので、この時間のとりまとめ役の亀井さんのほうからとりまとめていただきます。

○亀井参議院議員 それではとりまとめ結果を発表します。評価者8名のうち、見直しを行うが8名全員です。この時間、今何ができるのか、これから何ができるのかという2つの観点で議論しましたが、見直しを行うのうち、「ア、被害実態の把握」が8名、「現行制度上可能な措置」も8名。つまり、被害実態を早急に把握して、啓発活動などに力を入れるというコメントなどもありますけれども、そういった意味で今8名全員が選択をしております。また、今後の措置として、「ウ、法的措置の検討」は7名おります。山本先生の方から具体的な御提案がありましたけれども、特商法の改正で、目的のところ訪問買取の類型も立てて改正してはどうかという具体的な御提案もありましたので、今後早急に検討していただきまして、その際に、技術的な話ではありますが、クーリングオフの規定をどうするかということも詰めていただきたいと思います。

以上です。

○小村進行役 そうしましたら、この時間のとりまとめについては以上ということで終えさせていただきます。何分にもスピードが求められている事案でありますので、関係省庁が連携して当たっていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

次の時間につきましては予定どおり15時からということで、少し長めの休憩をここで取らせていただきます。次のパーソナルサポートサービス推進上の諸課題につきましては、予定の時間どおり15時からということで再開いたします。

どうもありがとうございました。